

議案第58号

調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年8月4日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例割合を定めるとともに規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市都市計画税賦課徴収条例（昭和31年調布市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第18項を附則第19項とし、附則第17項を附則第18項とし、附則第16項中「若しくは第40項」を「、第40項若しくは第44項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第5項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第6項及び第9項」に、「第8項及び第9項」を「第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項から第10項」を「附則第9項から第11項」に、「附則第10項の「農地」を「附則第11項の「農地」に、「附則第10項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に、「附則第11項から第13項」を「附則第12項から第14項」に、「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項を附則第15項とし、附則第10項から附則第13項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第9項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項

を附則第5項とし，附則第3項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合）

4 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は，4分の3とする。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市都市計画税賦課徴収条例の規定は，令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和4年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。